

## 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

事業者は労働安全衛生規則第44条によって、常時使用する労働者に対して1年に1回定期健康診断を行わなければならない。必要な項目及び医師の判断による省略が可能とされている検査項目は下表のとおりです。

検査項目	医師の判断による省略が可能とされている検査項目
既往歴及び業務暦の調査	身長：20歳以上 喀痰：X線検査で病変なし等 聴力：下記①参照
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
身長、体重、視力及び聴力の検査	
胸部エックス線検査及び喀痰検査	
血圧の測定	
貧血検査（赤血球数、血色素量）	40歳未満の者（35歳を除く）
肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）	
血中脂質検査（血清総コレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	
血糖（HbA1cのみも可）	
心電図検査（安静時心電図検査）	
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	糖：血糖検査実施時

※①聴力検査は1000及び4000Hzの純音を用いて、オーディオメーターで検査する必要があるが、45歳未満の者（35・40歳を除く）については、他の検査方法で可。

※雇入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）は上記項目に色覚検査が加わり（10月1日より不要）、喀痰検査は不要である。また検査項目の省略はすべて認められない。

## 特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

特定業務一覧（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ. ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ. 土石、獣毛等の塵埃または粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ. 異常気圧下における業務
- ヘ. 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト. 重量物の取り扱い等重激な業務
- チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ. 坑内における業務

### ヌ. 深夜業を含む業務

- ル. 水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸、その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ. 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉塵を発する場所における業務
- ヲ. 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ. その他労働大臣が定める業務（未制定）

上記業務への配置替えの際および6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければならない。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りる。

※45歳未満（35歳・40歳を除く）の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよい。年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよい。

※35歳および40歳以上の、年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

※尿中の糖の検査：血糖検査実施時において、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

## 雇入れ時の健康診断（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条）

- ・ 既往歴および業務歴の調査
- ・ 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重、腹囲（平成20年4月1日改正）、視力、聴力の検査
- ・ 胸部エックス線検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ・ 貧血検査（赤血球数、血色素量）
- ・ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- ・ 血中脂質検査（LDLコレステロール（平成20年4月1日改正）、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ・ 血糖検査
- ・ 心電図検査

原則として検査項目の省略は認められませんが、医師による健康診断を受けてから3か月以内の者が、その結果を証明する書類を提出した場合には、その項目は省略できます。